

令和元年5月10日提出

# 教育委員会会議案

木更津市教育委員会

# 木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和元年5月10日(金) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 吉田 一雄 委員

3 前回会議録作成の報告 高澤 茂夫 教育長 ・ 武井 紀夫 委員

4 付 議 議 案

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 28 号	平成31年度(令和元年度)重点目標・施策について	2

5 報 告 事 項

(1) 報告第7号 臨時代理の報告について  
市議会の議決を要する事件の議案(令和元年度教育費5月補正  
予算案)について(3P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

議案第28号

平成31年度（令和元年度）重点目標・施策について

別紙のとおり平成31年度（令和元年度）の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めることについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第5条第1号の規定により、議決を求める。

令和元年5月10日提出

木更津市教育委員会教育長 高澤 茂夫

提案理由

平成31年度（令和元年度）の木更津市教育委員会に係る重点目標・施策を定めるにあたり、教育委員会会議の議決を得ようとするものである。

報告第7号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月10日提出

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和元年5月7日

木更津市教育委員会教育長 高 澤 茂 夫

臨時代理第4号

市議会の議決を要する事件の議案（令和元年度教育費5月補正予算案）について

別紙のとおり

木教総第153号

令和元年5月7日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 高 澤 茂 夫

(公印省略)

令和元年5月市議会臨時会に附議する教育委員会に係る予算議案の意見聴取  
について(回答)

平成31年4月24日付け木財第175号で意見を求められました標記の件につきまして、  
意見はございません。

# 令和元年度5月補正予算一覧

部等名                      教育委員会

歳 入

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C)	補正後の額 (B+C)	
50	分担金及び負担金	5 負担金 15 教育費負担金	4,715	4,715	0	4,715	
55	使用料及び手数料	5 使用料 30 教育使用料	18,163	18,163	0	18,163	
60	国庫支出金	5 国庫負担金 15 教育費国庫負担金	36,836	36,836	0	36,836	
		10 国庫補助金 35 教育費国庫補助金	50,146	50,146	0	50,146	
65	県支出金	5 県負担金 25 教育費県負担金	156	156	0	156	
		10 県補助金 40 教育費県補助金	3,611	3,611	0	3,611	
		15 県委託金	35 教育費県委託金	0	0	0	0
			40 事務処理の特例にかかる県委託金	55	55	0	55
70	財産収入	5 財産運用収入 10 利子及び配当金	7	7	0	7	
75	寄附金	5 寄附金 30 教育費寄附金	0	0	0	0	
80	繰入金	5 基金繰入金 35 生涯学習基金繰入金	0	0	0	0	
		45 学校教育施設整備基金繰入金	0	0	0	0	
90	諸収入	10 市預金利子 5 市預金利子	0	0	0	0	
		30 雑入	8 給食事業収入	633,117	633,117	0	633,117
			15 雑入	39,263	39,263	0	39,263
95	市債	5 市債 40 教育債	425,400	425,400	39,200	464,600	
計			1,211,469	1,211,469	39,200	1,250,669	





木財第175号  
平成31年4月24日

木更津市教育委員会教育長様

木更津市長 渡辺 芳邦  
(公印省略)

令和元年5月市議会臨時会に附議する教育委員会に係る予算議案の  
意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年  
法律第162号）第29条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案  
を送付します。

【問合せ先】

担当：財務部財政課 緒形

内線：303



第2表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
50.教育費	25.社会教育費	博物館空調設備改修事業費	192,000	31	96,000	192,000	元	148,266
				32	96,000		2	43,734

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
同報系無線デジタル化整備事業	59,300	普通貸借	5.0%以内	政府資金については、その融資条件
上水道出資	24,400	又は	(ただし、利率見直し方	により、銀行その他の場合にはその
道路改良事業	80,100	証券発行	式で借り入れる資金につい	債権者と協定するものとし、据置期間
橋りょう長寿命化事業	25,900		て、利率の見直しを行った	を含め30年以内に償還する。
木更津港湾整備事業	134,700		後においては、当該見直し	ただし、融資条件又は市財政の都合
街路整備事業	64,700		後の利率)	により、据置期間及び償還期限を短
土地区画整理事業	402,800			縮、又は繰上償還もしくは低利に借換
公園施設整備事業	20,700			えすることができる。
公園施設改修事業	25,200			
市営住宅長寿命化事業	13,900			
消防車両購入事業	4,800			
消防指令業務共同運用整備事業	50,500			
大規模改校造債事業	242,900			
(小規模改校造債事業)				
大規模改校造債事業	112,600			
(中規模改校造債事業)				
博物館施設整備事業	69,900			
臨時財政対策	1,437,000			
計	2,769,400			

### 第3表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正		前		補正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
博物館施設整備事業	69,900	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、場所以外の償還条件にその償還期間を定め、据置期間を以て償還する。ただし、融資条件又は市財政、都府県及び償還期間を短縮、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。	109,100	補正前に	補正前に	補正前に
		又				同	同	同
		証券発行						
計	2,769,400				2,808,600			

## 2. 歳入

(単位：千円)

60款 国庫支出金 65款 県支出金 80款 繰入金 95款 市債

款 項 目	補正前の 予算額	補正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 国庫支出金	7,780,201	25,653	7,805,854			
5 国庫負担金	5,738,132	25,653	5,763,785			
5 民生費国庫負担金	5,692,924	25,653	5,718,577	5 社会福祉負担金	25,653	1. 低所得者保険料軽減負担金
65 県支出金	3,208,530	12,826	3,221,356			
5 県負担金	1,873,756	12,826	1,886,582			
5 民生費県負担金	1,773,954	12,826	1,786,780	5 社会福祉負担金	12,826	1. 低所得者保険料軽減負担金
80 繰入金	1,279,322	25,891	1,305,213			
5 基金繰入金	1,279,322	25,891	1,305,213			
5 財政調整基金繰入金	1,221,298	25,891	1,247,189	5 財政調整基金繰入金	25,891	
95 市債	2,769,400	39,200	2,808,600			
5 市債	2,769,400	39,200	2,808,600			
40 教育債	425,400	39,200	464,600	15 社会教育債	39,200	1. 博物館施設整備事業債

2. 歳入  
5款 保険料 40款 繰入金 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 保険料	2,554,877	△ 51,304	2,503,573			
5 介護保険料	2,554,877	△ 51,304	2,503,573			
5 第1号被保険者保険料	2,554,877	△ 51,304	2,503,573	5 現年度分	△ 51,304	
40 繰入金	1,565,882	51,304	1,617,186			
5 一般会計繰入金	1,565,882	51,304	1,617,186			
8 低所得者保険料軽減繰入金	21,530	51,304	72,834	5 現年度分	51,304	

(単位：千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
50 教育費	4,655,784	52,266	4,708,050		39,200		13,066			
25 社会教育費	988,559	52,266	1,040,825		39,200		13,066			
27 博物館費	199,516	52,266	251,782		39,200		13,066	15 工事請負費	52,266	1. 博物館施設整備費 (1) 博物館空調設備改修事業費

平成31年度（令和元年度）

# 重点目標・施策

木更津市教育委員会



# 目 次

平成31年度（令和元年度）基本方針	1
-------------------	---

## 【重点目標・施策】

<Ⅰ> 子育て支援の充実	2
--------------	---

<Ⅱ> 学校教育の充実	3
-------------	---

～ 学校教育の充実 ～

- 1 教育内容の充実
- 2 教育環境の整備
- 3 特別支援教育の推進
- 4 生徒指導等の充実
- 5 開かれた学校づくりの推進

<Ⅲ> 青少年の健全育成	8
--------------	---

～ 青少年の健全育成 ～

- 1 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上
- 2 青少年育成事業の推進
- 3 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止

<Ⅳ> 社会教育の推進	10
-------------	----

～ 社会教育の充実 ～

- 1 生涯学習・社会教育推進体制の充実
- 2 生涯学習・社会教育活動の充実
- 3 図書館サービスの充実
- 4 公民館活動の充実
- 5 社会教育施設の整備（郷土博物館金のすずを除く）

<Ⅴ> スポーツ・レクリエーションの振興	14
----------------------	----

<Ⅵ> 市民文化の充実	15
-------------	----

～ 市民文化の充実 ～

- 1 芸術文化活動の推進
- 2 ふるさと文化の継承

<Ⅶ> 人権擁護の推進	17
-------------	----

～ 人権擁護の推進 ～

- 1 人権意識の高揚

別表 令和元年度における具体的な取り組み・成果指標	18
---------------------------	----

## 平成31年度（令和元年度）基本方針

木更津市教育委員会においては、これまで平成27年3月に策定いたしました「木更津市教育振興基本計画」の基本指針『まなびあい、きらりかがやく「教育都市きさらづ」』を実現するため、魅力ある教育環境の整備を図り、子どもから高齢者まで、だれもがともに学びあえるまちづくりを推進してまいりました。

この間、国において2018年度（平成30年度）に「第3期教育振興基本計画」が策定され、2022年度までの5年間における教育政策の目標と具体的な施策が示されています。

また、千葉県においても、2015年度（平成27年度）から2019年度までの5年間を計画期間とする「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を策定し、本県が持つポテンシャルを最大限に活用し、「教育立県ちば」の実現を目指すこととしています。

これら国や千葉県での計画策定、また、本市基本構想及び2019年度から2022年度までの4年間を計画期間とする「木更津市第2次基本計画」、「木更津市第2次教育大綱」を踏まえ、「木更津市教育振興基本計画」の後継計画として「第2期木更津市教育振興基本計画」を策定し、「子どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の更なる推進に向け、子育て支援の充実、学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の推進、市民文化の充実、人権擁護の推進の各施策を積極的に展開してまいります。

## 重点目標・施策

### < I > 子育て支援の充実

女性の社会進出や就労形態による子育てニーズの変化に伴い、子どもたちの安心・安全な居場所づくりの整備に取り組みます。

～ 子育て支援の充実 ～

#### 1 子どもの居場所づくり

##### (1) 放課後等の子どもの居場所づくり

- ① 全ての子ども達が安心・安全に過ごせる居場所づくり(活動拠点)のために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の事業についての促進を目指すため、両事業の積極的な連携を検討します。(生涯学習課)

##### (2) 余裕教室の活用促進

- ① 各学校において余裕教室の状況を調査した上で、より多くの児童生徒に放課後の居場所が提供できるよう、余裕教室の活用促進に取り組みます。(教育総務課)

## 重点目標・施策

### ＜Ⅱ＞ 学校教育の充実

家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を基本に、①学習習慣の形成、②心の教育の推進、③健康・体育・安全指導の充実を柱とする「学校教育木更津プラン」のもと、家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくりをめざし、学校教育の充実のための施策を推進します。

～ 学校教育の充実 ～

#### 1 教育内容の充実

##### (1) 確かな学力の育成

- ① 学習意欲を高める授業づくりを推進するため、授業改善研究協力員を指名し、授業改善フェスティバルを開催します。(まなび支援センター)
- ② 学習に前向きな学級づくりを推進するため、学級経営に係る教職員研修を実施します。(まなび支援センター・学校教育課)
- ③ 家庭学習を定着させるため、家庭教育啓発資料を作成し家庭に配付します。(学校教育課)
- ④ 算数・数学の基礎基本の定着度を高め、学習意欲を向上させるため、算数・数学検定を年2回実施します。(まなび支援センター)
- ⑤ 社会のグローバル化を見据えた対応として、実用英語検定3級程度以上の英語力を有する中学3年生を育成します。(学校教育課)

##### (2) 心の教育の推進

- ① 児童生徒の心の教育の充実を図るため、心の教育推進協議会を開催し、関係機関との連携を深め、多方面から同一歩調による心の教育を推進します。(学校教育課)
- ② 児童生徒の悩みや不安に対応する教育相談活動の充実を図るため、心の教室相談員を配置します。(学校教育課)
- ③ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳の教科化への対応を図り、考え議論する道徳を中心とした道徳事業の充実を推進します。(学校教育課)
- ④ 「木更津市いじめ防止対策基本方針」に則して、いじめの予防といじめが起きた場合の連絡体制づくりを柱として、いじめのない学校づくりを推進します。(学校教育課)
- ⑤ 教育相談体制を整備し、長期欠席、不登校児童生徒の予防的指導を強化するとともに、改善、解消に努めます。(まなび支援センター)

(3) 健康・体育・安全指導の充実

- ① 児童生徒の健康管理・増進を図り、健康への意識を高めるため、定期健康診断を実施します。(学校教育課)
- ② 児童生徒の運動意欲を高めるため、運動能力証の合格を推奨します。(学校教育課)
- ③ 顔の見える「地産地消」給食を推進するとともに、児童生徒が自分自身の食生活を見直し、改善に向けた努力ができるよう、学校における食育の充実を図ります。(学校給食課・学校給食センター・学校教育課)
- ④ 危機管理対策や学校大災害対応に係る意識を高めるとともに、各学校の安全計画の充実を図るため、ガイドラインを作成します。(学校教育課)
- ⑤ オリンピック・パラリンピック教育を通じ、スポーツの魅力並びに障害者への理解を深めます。(学校教育課)
- ⑥ 熱中症事故防止のため、「熱中症対応ガイドライン」を策定し、熱中症の予防や対応の充実を図ります。(学校教育課)

(4) 読書活動の推進

- ① 各学校の読書環境の充実を図るため、小中学校に読書相談員を配置します。(学校教育課)
- ② 児童生徒の読書活動に対する意識を高め、読書習慣を形成するため、「第4次木更津市子ども読書活動推進計画」を策定し推進します。(学校教育課・まなび支援センター)
- ③ 児童生徒の読書意欲、学習意欲を高めるための図書の選定・購入を行い、図書室の整備を図ります。(学校教育課・教育総務課)

(5) 国際理解教育の推進

- ① 児童生徒の外国文化や外国語に対する興味・関心を高めるため、外国語指導助手(A L T)を配置し、国際理解教育を推進します。(まなび支援センター)
- ② 小学校の外国語活動の充実を図るため、外国語を通じて、言語や文化への理解を深めます。(まなび支援センター)
- ③ 積極的なコミュニケーション能力を育成するため、友好都市の児童生徒との交流について、関係課等との調整を図りながら検討します。(学校教育課・まなび支援センター)

(6) 情報教育の推進

- ① 情報モラルを身につけ、情報化社会に対応できる児童生徒を育成するためコンピュータを活用した情報教育を推進します。(まなび支援センター)
- ② 情報化社会へ対応するため、コンピュータ等を活用したプログラミング教育をはじめとするICTを活用した学習活動を推進します。(学校教育課)

(7) キャリア教育の充実

- ① 児童生徒の職業意識、勤労意欲を高めるため、小学校6年生で就業密着観察学習、中学校2年生で職場体験学習を行うとともに、地域住民会議等とも連携した「地域の社会人や先輩から学ぶ会」の活動を奨励します。(まなび支援センター・学校教育課)

(8) 環境学習の推進

- ① 児童生徒の環境保全の意識を高めるため、社会科副読本「わたしたちの木更津」で、干潟のくらし、浄水場、下水処理場、ゴミ処理施設等を取り上げ、小学校3・4年生の環境学習に活かします。(まなび支援センター)
- ② 環境学習を継続的に行うため、小学校中高学年、中学校においては理科、社会科、総合的学習の指導計画の中に環境学習を位置づけ実施します。(学校教育課)
- ③ エネルギーと環境の大切さを児童に理解させるため、「環境に配慮した調理法」の体験学習を推進します。(学校教育課)

(9) 就学援助事業の推進

- ① 経済的に就学困難な保護者に経済的支援を行うため、要保護・準要保護児童生徒保護者への就学援助を行います。(学校教育課)

(10) 小中一貫教育の推進

- ① 小中一貫校である(通称)富来田学園において、グローバル・オーガニックの拠点校としての取組を行います。あわせて他の中学校区においても、地域の実態や小中学校の実情にあわせて、無理なく小中一貫教育を進めます。(学校教育課)

## 2 教育環境の整備

(1) 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の見直し

- ① 適正規模等審議会を組織し、児童生徒数の推移や施設の状況等を踏まえ、各小中学校それぞれの今後の在り方について、全市的な見直しを図る活動を通じていただいた答申を尊重し、新たな「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定します。(学校教育課)

(2) 管理用備品の整備

- ① 快適な教育環境を維持するため、老朽化した児童生徒用机・椅子を順次更新します。(教育総務課)

### (3) 学校教育施設の環境整備

- ① 児童生徒が一日の大半を過ごす学校施設の安全を確保するため、非構造部材の安全対策を行います。(総務部資産管理課・教育総務課)
- ② 児童・生徒数増加に伴う校舎増築工事等を行います。また、小中学校の普通教室について、空調整備を行います。(総務部資産管理課・教育総務課)
- ③ 適正な教育環境を維持するため、建物や設備の不具合を適時補修することにより、施設の適正な維持・保全に努めます。(総務部資産管理課・教育総務課)

### (4) 学校内のICT環境の整備

- ① 教育の情報化に対応するため、校内LANや大型提示装置等の整備に努めます。(まなび支援センター・教育総務課)
- ② より安全で効果的な校務を実現するため、データセンター上での校務支援システム導入の拡大を検討し、事務の効率化を目指します。(まなび支援センター)

## 3 特別支援教育の推進

### (1) 特別支援教育体制づくりの推進

- ① 学校教育における特別支援教育の充実をめざし、特別支援連携協議会を開催し、特別支援連携教育に関わる関係機関との連携を深め、きめ細やかな対応を図ります。(学校教育課・まなび支援センター)
- ② 児童生徒一人ひとりの自立に向け、適切な就学先を協議し、保護者に助言するため、就学支援委員会を開催します。(学校教育課・まなび支援センター)
- ③ 特別支援教育体制を充実させるため、「特別支援教育ガイドライン」を作成し、各学校の特別支援計画に反映します。(学校教育課)

### (2) 学校における特別支援教育の充実

- ① 学校において特別に支援が必要な児童生徒の個別支援を充実するため、スクール・サポート・ティーチャーを配置します。(学校教育課)
- ② 学校において特別に支援が必要な児童生徒に対する指導法に係る指導・助言に当たるため、専門家チームによる巡回相談を実施します。(学校教育課)
- ③ 学校における特別支援教育体制の整備と充実を図るため、特別支援教育コーディネーター研修会を開催します。(学校教育課・まなび支援センター)
- ④ 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費による保護者支援を行います。(学校教育課)

### (3) 就学時の学校適応事業の推進

- ① 言葉の発達に課題のある就学前幼児の早期発見、早期相談に対応するため、年長幼児の言語検査を実施します。(まなび支援センター)

- ② 言葉の発達に課題のある就学前幼児の言語指導を行うため、言語教室事業を推進します。また、きさらづネウボラと連携し、課題に対じた保護者支援を行います。(学校教育課・まなび支援センター)

#### 4 生徒指導等の充実

##### (1) 学校内の教育相談体制の整備

- ① 学校内に児童生徒が相談しやすい体制を作り、教職員とともに積極的な教育相談活動ができるようにするため、教育相談関係の職員(スクールカウンセラー・心の教室相談員)を配置します。(学校教育課・まなび支援センター)

##### (2) 学校外の教育相談体制の整備

- ① 不登校等、児童生徒の課題解決のため、精神科医・臨床心理士等による教育相談教室を定期的実施します。(まなび支援センター・学校教育課)

##### (3) 学校適応指導教室の充実

- ① 不登校児童生徒の気持ちに寄り添う支援を行い、通級者の学校復帰・社会復帰を促進するために、学校適応指導教室「あさひ学級」での指導を充実させます。(まなび支援センター・学校教育課)

#### 5 開かれた学校づくりの推進

##### (1) 地域の教育力を生かす事業の推進

- ① 家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動、開かれた学校づくりを推進するため、学校支援ボランティア活動推進事業の充実を図ります。(学校教育課・まなび支援センター)
- ② 地域と連携した学校運営を推進するため、学校評議員制度推進事業の充実を図ります。(学校教育課)
- ③ 開かれた学校づくりや地域の教育力を生かした児童生徒支援のため、地域の高等教育機関との連携を推進していきます。(学校教育課)

##### (2) 学校評価事業の推進

- ① 的確な学校評価を実施し、各学校の教育施策、教育活動の改善を図るため、「学校評価木更津システム」を推進します。(学校教育課・まなび支援センター)
- ② 「学校評価木更津システム」の学校自己評価を公表するとともに、学校評議員による学校関係者評価も併せて実施し、学校評価を開かれた学校づくりに活かします。(学校教育課・まなび支援センター)



## 重点目標・施策

### ＜Ⅲ＞ 青少年の健全育成

青少年の成長と自立を実現するために、家庭、地域、学校・行政をはじめとした、多様な人間関係のなかで青少年を育み、支える環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。あわせて青少年育成に係る団体・関係機関等の一層の連携と担い手育成に取り組みます。

～ 青少年の健全育成 ～

#### 1 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上

##### (1) 青少年育成支援施策の総合的な推進

- ① 青少年の指導育成、保護、矯正に関する総合的施策や自立支援方策等について必要な事項を調査・審議するとともに、関係機関との連絡調整を図るため、青少年問題協議会を開催します。（生涯学習課）

##### (2) 地域の教育力の向上

- ① 家庭、地域、学校・行政が連携して地域の教育力の向上を図るため、子どもたちの居場所づくりを進める「放課後子供教室推進事業」や「生き生き子ども地域活動促進事業」等の取り組みを進めるほか、これらの活動を支援する地域の担い手の育成に努めます。（生涯学習課）

##### (3) 地域の青少年健全育成活動の支援

- ① 青少年の健全育成を推進するため、県と連携し青少年相談員を委嘱し、制度の活性化と活動の充実を図ります。（生涯学習課）
- ② 地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援します。（生涯学習課）

#### 2 青少年育成事業の推進

##### (1) 青少年育成事業の実施

- ① 青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業など、青少年育成に関する各種事業を地域の参画による世代間の交流を通じて実施します。（生涯学習課）

(2) 少年自然の家キャンプ場の利用促進

- ① 少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、積極的な広報や老朽化した施設の計画的な整備に努め、利用促進を図ります。  
(生涯学習課)

(3) ボランティアの活用と活性化

- ① 青少年のさまざまな活動を支援するため、アフタースクールボランティアやユースボランティアなど各種ボランティアを活用するとともに、各ボランティアの活性化を図ります。(生涯学習課)

3 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止

(1) 社会教育指導員等専門家による相談活動の実施

- ① さまざまな問題に悩む青少年や保護者への支援を行うため、社会教育指導員等専門家による相談活動(電話相談・来所相談・メール相談)を実施します。  
(まなび支援センター)

(2) 青少年への愛の一声運動による非行防止活動

- ① 青少年の非行防止と健全育成を図るため、青少年補導員による地区街頭補導、乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーンなどの「青少年への愛の一声運動」を関係機関・団体との連携のもとに行います。(まなび支援センター)

(3) 青少年非行防止啓発活動の実施

- ① 青少年の非行防止と健全育成に関する啓発のため、青少年健全育成だより(News Letter)の発行や青少年指導関係活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や学校、また地区住民会議や地域の各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止啓発活動の取り組みを進めます。(まなび支援センター・生涯学習課)

(4) 有害環境浄化活動の推進

- ① 青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関や青少年補導員・相談員、PTA など地域の関係団体とともに、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を行います。(まなび支援センター・生涯学習課)

(5) 連携・ネットワークによる青少年指導関係事業の実施

- ① 青少年育成、非行防止に関わる関係機関・団体・有識者との連携を図り、まなび支援センターの青少年指導関係事業を効果的に運営するために、青少年指導関係運営協議会を開催します。(まなび支援センター)

## 重点目標・施策

### <IV> 社会教育の推進

さまざまな暮らしの課題に対し、市民一人ひとりがあらゆる機会、あらゆる場所を利用して学習できる環境を整えるとともに、社会の変化に対応したまちづくりを推進するために、必要な学習機会を提供し、その活動を奨励します。

また、社会教育を推進する各機関・団体との連携・協力や社会教育施設の整備を図ります。

#### ～ 社会教育の充実 ～

##### 1 生涯学習・社会教育推進体制の充実

###### (1) 市民参画による社会教育行政の推進

- ① 広く民意を反映し、市民参画による社会教育行政の推進を図るため、社会教育委員会議に社会教育推進施策等を諮問し、答申や意見を求めます。(生涯学習課)
- ② 総合的な生涯学習の推進にあたり、広く市民の意見や要望を取り入れるため、生涯学習推進協議会を開催します。(生涯学習課)

###### (2) 社会教育振興のための支援体制の充実

- ① 市民に多様な学習機会を提供し、学習活動を側面から支援するため、職員力量形成の向上に努めるほか、専門職員による学習支援体制の充実を図ります。(生涯学習課)
- ② 近隣市や県内の関係団体とも連携し、社会教育関係委員や社会教育関係職員の研修活動の充実に努めます。(生涯学習課)
- ③ 視聴覚教材を活用し、各種団体・機関等の学習活動を支援します。(生涯学習課)

###### (3) 生涯学習の基盤整備と総合調整

- ① 社会環境の変化に対応した「第2次生涯学習基本構想」と「基本計画」の策定に取り組みます。(生涯学習課)
- ② 今後の公民館のあり方に鑑み、関係部等と調整しながら、公民館の総合的な整備の方向性を検討します。(生涯学習課)

##### 2 生涯学習・社会教育活動の充実

###### (1) 子育て・家庭教育支援事業の充実

- ① 家庭教育の不安や悩みを解消するため、家庭、地域、学校・行政が一体となって家庭教育力向上を図ります。（生涯学習課）
  - ② 家庭教育支援の拡充を図るため、官民含めた機関、団体との連携を図り、社会全体で子育てを支援する機運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの環境を充実します。（生涯学習課）
- (2) 女性の社会参加の促進
- ① 女性の社会参加の促進や地域社会・まちづくりへの積極的な関わりを推進するための、学習機会の提供に努めます。（生涯学習課）
- (3) 生涯学習を通じたまちづくりの振興
- ① 市民の多様で高度な学習ニーズに対応するため、市内高等教育機関と連携した公開講座の開催や市政に理解を深めてもらうことを目的とした出前講座を実施します。また、「動く教室」として生涯学習バスを運行します。（生涯学習課）
  - ② 市民による生涯学習活動の一層の拡充と生涯学習を通じたまちづくりの振興を図るため、生涯学習フェスティバルを開催するなど生涯学習に関する啓発事業を実施します。特に、若手・中間層（30～50歳代）が中心的に関わる事業展開を目指します。（生涯学習課）
- (4) 社会教育関係団体の育成と支援
- ① 社会教育関係団体との協働の事業を推進し、団体が自主的に行う社会教育活動の円滑な運営や一層の充実を図るため、求めに応じて助言・指導します。また、木更津市教育振興事業補助金交付要綱に基づき、対象となる事業に対して補助金を交付し活動を支援します。（生涯学習課）
- (5) 生涯学習成果の活用
- ① 生涯学習活動により培ってきた知識や経験など、市民の生涯学習の成果をそれぞれの社会生活や地域社会に活かすため、生涯学習ボランティアの仕組みづくりを進めます。（生涯学習課）

### 3 図書館サービスの充実

- (1) 地域の実情に即した図書館運営
- ① 年度ごとの事業計画を策定するとともに、運営の状況や達成状況について点検評価を行い市民の要望や社会の要請にそった図書館運営に努めます。（図書館）
  - ② 基本的な資料を収集するとともに、市民の生活や仕事、地域課題の解決に向けた資料を収集、整備、提供します。また、各種データベースや県内外の公共図書館や大学図書館の情報資産を活用した司書による専門的なレファレ

ンスサービス（調査・研究）の充実に努めます。（図書館）

- ③ 点字図書、録音図書、大活字本、マルチメディアダイジー図書等を計画的に収集し、読書にハンディキャップのある利用者に対するサービスの充実を進めます。（図書館）

## （2）公民館等地域の読書環境の充実

- ① 公民館図書室等の所蔵資料の整備を実施し地域の読書環境の充実を図ります。（図書館）
- ② 公民館図書室へ職員を派遣するとともに計画的な配本サービスを行い図書館サービスの向上を図ります。（図書館）

## （3）学校との連携の強化

- ① 学校からの読書相談や調べ学習への対応を行うとともに教職員や読書相談員との連携に努めます。（図書館）
- ② 啓発リーフレットの配布や出張お話し会、団体貸出し等を通して子どもの読書活動の推進を図ります。（図書館）

## （4）魅力ある図書館事業の展開

- ① ホームページや図書館だより等、広く情報発信を行い利用者の拡大に努めます。（図書館）
- ② 図書館の所蔵資料を活用した事業や専門職員の経験を生かした事業を実施します。（図書館）
- ③ ブックスタート事業等の取り組みを通して乳児期からの読書推進に努め、魅力ある図書館づくりを進めます。（図書館）

# 4 公民館活動の充実

## （1）市民一人ひとりの要望と社会の要請に対応した事業の展開

- ① 子どもから高齢者まであらゆる世代の自主的な学習活動を支援します。（公民館）
- ② 高度で多様化した市民の学習要求に応えるための各種学級・講座を実施します。（公民館）
- ③ 市民一人ひとりの暮らしを豊かにしていくため、生活課題・地域課題に向き合った学習機会を提供し、さらにその成果を地域社会に活かすことができる仕組みづくりに取り組みます。（公民館）

## （2）家庭教育に関する各種学習機会の提供

- ① 家庭教育の充実を図るため、地域の小中学校や保育園等の各種関係機関との連携を進めます。（公民館）

- ② 子ども・子育てに関する学習機会を提供するとともに、親同士のネットワークを広げるため、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座を地域の状況にあわせて実施します。（公民館）
  - ③ 地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供し、子育てを支援します。（公民館）
- (3) 地域ぐるみの青少年教育事業の展開
- ① 未来を担う青少年の健全な育成を図るため、サタデースクール事業等の青少年教育事業を実施します。（公民館）
  - ② 地域ぐるみの青少年健全育成を促進するため、生き生き子ども地域活動促進事業を支援します。（公民館）
  - ③ 効果的な事業の推進を図るため、地区住民会議など、地域や学校、各種関係機関との連携・協働を進めます。（公民館）
- (4) 高齢者の学習機会の提供と社会参加の促進
- ① 高齢者の生きがいや健康づくりを促進するため、高齢者教室を実施します。（公民館）
  - ② 豊かで活力のある長寿社会の実現のため、高齢者の持つ豊富な知識や経験を活かした多世代交流の機会を創出するとともに、社会参加を促進します。（公民館）
- (5) 市民とともに歩む公民館活動の推進
- ① 民意を反映した公民館運営の推進を図るため、各種事業の企画実施について調査・審議する公民館運営審議会を開催します。（公民館）
  - ② 地域住民の自主的な社会教育活動を推進するため、市民参画による事業を進めます。（公民館）
  - ③ 地域の絆づくりと新たなコミュニティ形成を図るため、地域住民や各種関係機関との協力支援体制を構築します。（公民館）
  - ④ 地域自治の拠点として、行政と地域をつなぐ役割を担い、まちづくり協議会の支援に取り組みます。（公民館）
  - ⑤ 人がつながり支え合う持続可能な地域づくりのため、青年から中年層の地域社会の参加を図ります。（公民館）

## 5 社会教育施設の整備（郷土博物館金のすずを除く）

### (1) 社会教育施設の適正な保全・整備

- ① 快適に学習できる環境を維持するため、建物や設備の不具合を補修するほか、備品の管理に努めるなど、適正な維持・保全及び整備に努めます。（総務部資産管理課・生涯学習課・公民館・図書館）

## 重点目標・施策

### ＜Ⅴ＞ スポーツ・レクリエーションの振興

児童生徒をはじめ、広く市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみながら健康の保持・増進や体力の向上を図り、市民相互の交流を促進できるよう、スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充及びスポーツ施設等の活用促進を図ります。

～ スポーツ・レクリエーションの振興 ～

#### 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

##### (1) スポーツ大会の誘致促進

- ① 児童生徒がスポーツに親しめるよう、学校教育現場における各種スポーツ大会の市内誘致に取り組みます。(学校教育課)

##### (2) 学校体育施設の放課後開放

- ① 市民に広くスポーツの機会を提供するため、各学校において学校体育施設の使用状況を調査した上で、開放日の拡大等に取り組みます。(教育総務課)

## 重点目標・施策

### ＜Ⅵ＞ 市民文化の充実

市民がふるさとの歴史や文化に誇りと愛着を持つために、地域の芸術文化を育む環境づくりを図りながら多様な芸術文化活動の推進をめざします。また、歴史的な文化遺産と豊かな自然を後世に伝えていくため、埋蔵文化財、古文書、民具、伝統行事などを保存し、継承するとともに、それらの保管管理ができる施設の整備に努めます。

#### ～ 市民文化の充実 ～

##### 1 芸術文化活動の推進

###### (1) 芸術文化活動の充実

- ① 市内小中学校で音楽鑑賞教室（交響楽鑑賞2校、邦楽鑑賞3校、吹奏楽鑑賞1校）を行い、児童生徒の芸術文化に触れる機会を充実させます。（文化課）
- ② 芸術に親しむまちづくりを推進するため、プロの芸術家等によるコンサートや美術展鑑賞会を開催し、芸術文化に触れる機会を提供したり、市民参加型の展覧会や発表会の開催に努めます。また、茶華道などの伝統文化を体験できるよう関係団体と協議を進めます。（文化課）
- ③ 収蔵作品の適正な保存、管理及び活用に努めます。（文化課）

###### (2) 芸術文化団体への支援

- ① 各種芸術文化団体の自主的な活動を支援するため、情報提供や助言するとともに、市内の芸術文化団体が実施する事業へ補助金を交付します。さらに市外の対象施設を利用する場合に使用料の一部を補助します。（文化課）

##### 2 ふるさと文化の継承

###### (1) 文化財保護対策の推進

- ① 市内に所在する有形・無形の文化財、史跡、天然記念物の保護を図るため、文化財の指定・活用・周知に努めます。（文化課）
- ② 市内の文化財を保存し、伝承する団体を支援するため、求めに応じた指導・助言とともに補助金を交付します。（文化課）

###### (2) 埋蔵文化財保護対策の推進

- ① 埋蔵文化財保護のため、開発事業に対応した調整を図り、必要な発掘調査や整理作業を実施し、調査報告書を刊行して記録保存に努めます。（文化課）



- ② 発掘調査で出土した資料を博物館の展示に活用し、また適正に管理するよう努めます。(文化課)
- (3) 木更津市史編さん・刊行
- ① 本市の歴史や文化、また豊かな自然への関心を高めるため、新たな「木更津市史」を編さん・刊行し、調査・研究成果を活用した学習活動の支援や公開講座の実施に努めます。(文化課)
  - ② 「木更津市史」を編さんするため、木更津市史編集部会による調査・研究を継続して行うとともに「(仮称)木更津市史編さん室」の設置に向けた検討を進めます。(文化課)
- (4) 博物館事業の充実
- ① 教育普及・展示・保管管理・調査研究等の各業務を見直し、市民との協働により博物館事業の推進を図ります。また、常設展示の新構築を検討し、ふるさと文化を目に見える形で示すことで次世代への継承を図ります。(郷土博物館金のすず)
- (5) 金鈴塚古墳出土品の調査研究の推進
- ① 再整理報告書等の刊行により、重要文化財上総木更津金鈴塚古墳出土品の国宝化を見据え再評価を行い、その調査成果を教育普及や展示リニューアル事業等の活用を図ります。(文化課・郷土博物館金のすず)
- (6) 郷土に関する調査研究の推進と博物館事業の充実
- ① 郷土の歴史・民俗等に関する調査研究を推進することで、その成果を展示や教育普及事業等への活用を図ります。(文化課・郷土博物館金のすず)

### 3 文化施設・郷土博物館金のすずの整備

#### (1) 文化施設・郷土博物館金のすずの整備

- ① 市民文化の発展に資するため、新たな中規模ホールの活用方法の検討を進めます。(総務部管財課・文化課)
- ② 埋蔵文化財を適正に管理するため、公共施設再配置計画の中で施設の整備に努めます。(総務部資産管理課・文化課)
- ③ 利用者が快適に利用できる環境管理と博物館資料等の適切な保管管理を図るため、空調設備改修を行います。(総務部資産管理課・文化課・郷土博物館金のすず)

## 重点目標・施策

### <Ⅶ> 人権擁護の推進

社会状況の変化とともに発生しているさまざまな差別意識を解消し、相互に基本的人権を尊重し、すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現するために、学校教育・社会教育における新たな人権教育の充実を図ります。

～ 人権擁護の推進 ～

#### 1 人権意識の高揚

##### (1) 人権教育研修会の開催

- ① 差別のない人権が尊重される社会の実現のため、人権の理念を普及し、その理解を深めるための研修を行います。（生涯学習課）

##### (2) 人権啓発活動の実施

- ① 人権問題に対する市民の理解を深め、人権に対する意識を高めるため、啓発活動を推進します。（生涯学習課）

別表

＜令和元年度における具体的な  
取り組み・成果指標＞

基本政策		項目			具体的取り組み・成果指標
< I >	子育て支援の充実	1	(1)	①	学校・学童クラブと連携した放課後子ども教室を1教室実施します。
< I >	子育て支援の充実	1	(2)	①	各学校における余裕教室の状況を調査します。
< II >	学校教育の充実	1	(1)	①	授業改善研究協力員の協力を得て、新学習指導要領に対応した授業改善フェスティバルを実施します。
< II >	学校教育の充実	1	(1)	②	今日的な課題や新学習指導要領に対応した夏季教職員研修や若年層研修を開催します。
< II >	学校教育の充実	1	(1)	③	家庭学習の定着を図るために、まなび支援センターHPに家庭教育啓発資料を掲載し、各学校を通して家庭に配布します。
< II >	学校教育の充実	1	(1)	④	基礎基本の定着と学習意欲を向上させるため、算数・数学検定を年間1回は受検するよう働きかけをします。
< II >	学校教育の充実	1	(1)	⑤	英検3級以上を受験した中学校3年生の保護者を対象に、検定料補助金交付事業を実施します。 *在籍生徒の受験率 平成30年度実績 32.2%→本年度目標値 34.2%
< II >	学校教育の充実	1	(2)	①	「いじめ0」ポスターコンクールを開催します。
< II >	学校教育の充実	1	(2)	②	相談員と管理職だけでなく、学級担任とも情報交換を密にし、教育活動に取り組みます。
< II >	学校教育の充実	1	(2)	③	年間35時間の道徳の授業を確実に実施することとし、「考え、議論する授業」を目指した教材研究、授業づくりに努めます。
< II >	学校教育の充実	1	(2)	④	*学校評価「木更津システム」調査で「いやがることをしない」と答えた児童生徒の割合 平成30年度実績 小学校 85.5%、中学校 92.9%→本年度目標値 小学校 87%、中学校 95%

< II >	学校教育の充実	1	(2)	⑤	専門家による教育相談教室を充実させ、年間56日の相談日を設けます。
< II >	学校教育の充実	1	(3)	①	定期健康診断を適切に実施し、自分自身の健康状態に気づかせ、疾病の早期発見・治療に努めます。また事前・事後指導の充実を図ります。
< II >	学校教育の充実	1	(3)	②	*運動能力証合格率平成30年度実績 小学校42.4%、中学校40.9%継続して合格率40%以上を目指します。
< II >	学校教育の充実	1	(3)	③	木更津産及び千葉県産食材の使用割合を千葉県目標値と同じ40%を目指し、食材料費へ補助するなどの財源確保等の計画を検討します。
< II >	学校教育の充実	1	(3)	④	市の危機管理対策ガイドラインに基づき、各学校における危機管理マニュアルの見直しをします。
< II >	学校教育の充実	1	(3)	⑤	千葉県のオリンピック・パラリンピック推進校である清見台小学校の取組を周知し、活動を推進します。
< II >	学校教育の充実	1	(3)	⑥	熱中症指数モニターで暑さ指数を測定し、学校教育諸活動での事故防止に努めます。
< II >	学校教育の充実	1	(4)	①	季節にあった掲示物の作成や蔵書点検等を行い、児童生徒の読書に対する意欲の向上を図れるような環境を整えます。
< II >	学校教育の充実	1	(4)	②	第4次推進計画に基づき、児童生徒の読書活動の支援や図書主任・読書相談員に対する研修を行います。
< II >	学校教育の充実	1	(4)	③	発達の段階に応じた図書の選定を行い、児童生徒のニーズに合った蔵書の整備に努めます。
< II >	学校教育の充実	1	(5)	①	全小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、授業や学校生活の中で積極的な活用を図ります。
< II >	学校教育の充実	1	(5)	②	小学校の外国語活動の授業時数増加に伴い、外国語指導助手(ALT)の適正配置に努めます。

< II >	学校教育の充実	1	(5)	③	友好都市との交流について、関係各課と連携・調整を図ります。
< II >	学校教育の充実	1	(6)	①	情報モラル教室の開催やタブレット等を活用した学習活動の充実を図ります。
< II >	学校教育の充実	1	(6)	②	2020年度からの小学校プログラミング教育導入に向け、各学校の実態に応じ、教科の中でプログラミングの内容を扱い、情報活用能力の素地を養います。
< II >	学校教育の充実	1	(7)	①	児童生徒のキャリア形成に向け、小学6年で半日以上、中学2年で3日以上実施し、市で保険に加入します。
< II >	学校教育の充実	1	(8)	①	新学習指導要領に対応させ、社会科副読本「わたしたちの木更津」の内容の見直しを図ります。
< II >	学校教育の充実	1	(8)	②	「大寺浄水場」や「かずさクリーンシステム」等への校外学習や各種出前授業の実施並びに理科、社会、総合的な学習の時間の内容に関連性を持たせ、学習内容を充実させます。
< II >	学校教育の充実	1	(8)	③	身近な食生活から、環境にやさしいエコ活動を目的に、環境への配慮を主体的に具体的な行動へとつなげることを目的にプログラム学習を実施します。
< II >	学校教育の充実	1	(9)	①	引き続き、要保護・準要保護児童生徒保護者への周知を図り、就学援助を行います。
< II >	学校教育の充実	1	(10)	①	富来田学園の教職員と定期的に会議を持ち、進捗状況を確認すると共に、他の自治体の例などを紹介し、小中一貫教育の推進につなげます。
< II >	学校教育の充実	2	(1)	①	木更津市立小中学校適正規模等審議会では委員に各学校の現状を的確に伝え、審議会を実りあるものとします。また、いただいた答申を尊重し、基本方針や実施計画につなげます。
< II >	学校教育の充実	2	(2)	①	「小中学校児童・生徒用机・椅子整備計画」に基づき、机・椅子の整備、更新を行います。
< II >	学校教育の充実	2	(3)	①	岩根小学校、西清小学校の屋内運動場非構造部材対策事業を実施します。

< II >	学校教育の充実	2	(3)	②	金田小学校、太田中学校の校舎増築工事並びに、小中学校の普通教室に空調整備を行います。
< II >	学校教育の充実	2	(3)	③	建物や設備の不具合に迅速に対応し、適時補修します。
< II >	学校教育の充実	2	(4)	①	校内 LAN の整備について、担当課と協議、検討を進めます。
< II >	学校教育の充実	2	(4)	②	校務支援システムの全校導入に向け、準備を計画的に進めるとともに、円滑な運用のための研修を実施します。
< II >	学校教育の充実	3	(1)	①	特別支援連携協議会を年に3回実施し、関係機関との連携を図ると共に、特別支援体制の見直しに努めます。
< II >	学校教育の充実	3	(1)	②	就学支援委員会を年に5回開催し、児童生徒一人ひとりの実態に応じた就学先について検討します。
< II >	学校教育の充実	3	(1)	③	特別支援学級に在籍している児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成状況100%
< II >	学校教育の充実	3	(2)	①	市内14の小学校に21名のスクール・サポート・ティーチャーを配置し、主に通常学級に在籍する特別に支援が必要な児童生徒の学習支援、生活支援を行います。
< II >	学校教育の充実	3	(2)	②	巡回相談の申請校の他、SST配置校についても巡回相談を実施し、特別な支援が必要な児童生徒への指導に係る指導・助言に努めます。
< II >	学校教育の充実	3	(2)	③	特別支援教育コーディネーター研修会を年に2回実施し、特別支援教育体制の整備に努めます。
< II >	学校教育の充実	3	(2)	④	引き続き、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者への周知を図り、就学奨励費による保護者支援を行います。
< II >	学校教育の充実	3	(3)	①	円滑な就学支援を行うため、年長児に対する言語検査を実施します。

<Ⅱ>	学校教育の充実	3	(3)	②	きさらづネウボラと連携し、保護者や児童生徒からの相談内容に応じた支援を行うよう努めます。
<Ⅱ>	学校教育の充実	4	(1)	①	心の教室相談員 11 人、19 校に配置をし、児童生徒及び保護者のよりよい相談体制を整えます。
<Ⅱ>	学校教育の充実	4	(2)	①	専門家による教育相談教室を充実させ、年間 5 6 日の相談日を設けます。
<Ⅱ>	学校教育の充実	4	(3)	①	*長期欠席率 平成 30 年度実績 小学校 1.5%、中学校 4.9%→本年度目標値 小学校 1%以内、中学校 4% 以内
<Ⅱ>	学校教育の充実	5	(1)	①	*学校支援ボランティア登録目標人数 平成 30 年度実績 1,893 人→本年度目標値 1,936 人
<Ⅱ>	学校教育の充実	5	(1)	②	「学校評価木更津システム」の学校データを評議員に開示し、年度末の目標値を設定し、学校と評議員がそのための具体的方策を共有できる体制を整えます。
<Ⅱ>	学校教育の充実	5	(1)	③	連携を図ることでボランティア活動や福祉教育等の更なる充実を目指します。
<Ⅱ>	学校教育の充実	5	(2)	①	*学校評価「木更津システム」の調査で「今の学校に満足している」と答えた児童生徒の割合 平成 30 年度実績 小学校 85.4%、中学校 82.9%→本年度目標値 小学校 87%、中学校 84%
<Ⅱ>	学校教育の充実	5	(2)	②	各学校が開催する学校評議委員会において、「学校評価木更津システム」の評価を公表します。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	1	(1)	①	青少年問題協議会を年 2 回開催します。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	1	(2)	①	国の進める「新・放課後子どもプラン」に基づく、学校・学童クラブとの連携した放課後子ども教室を 1 教室開設します。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	1	(3)	①	平成 31 年 4 月から 3 年間の任期となる第 20 期青少年相談員 111 名に委嘱を行い、引き続き青少年相談員活動を支援し、青少年健全育成活動を推進します。



<Ⅲ>	青少年の健全育成	1	(3)	②	地域における青少年の健全育成活動を推進するため、木更津子ども会育成連絡協議会や青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援します。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	2	(1)	①	青少年の豊かな人間性を育み自立と社会参加を促進するため、生き生き体験キャンプ事業など青少年健全育成に関する事業を実施します。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	2	(2)	①	少年自然の家キャンプ場が自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、積極的な広報やトイレの洋式化や老朽化した施設の計画的な整備に努め、利用促進を図ります。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	2	(3)	①	アフタースクールボランティアやユースボランティアなど各種ボランティアと連携するとともに、活性化と指導者の育成のための事業を年5回程度実施します。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	3	(1)	①	青少年・子育て相談カードを作成し配布するなど、相談しやすい環境づくりを目指します。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	3	(2)	①	木更津市青少年補導員連絡協議会などと連携し、定期的な街頭指導を実施します。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	3	(3)	①	青少年健全育成だよりの年間発行回数を見直しを図ります。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	3	(4)	①	関係機関・団体とともに、青少年にとって有害な環境の把握に努めます。
<Ⅲ>	青少年の健全育成	3	(5)	①	青少年指導関係運営協議会を年3回開催します。
<Ⅳ>	社会教育の推進	1	(1)	①	広く民意を反映し、市民参画による社会教育行政の推進を図るため、社会教育委員会議を年4回開催します。
<Ⅳ>	社会教育の推進	1	(1)	②	総合的な生涯学習の推進にあたり、広く市民の意見や要望を取り入れるため、生涯学習推進協議会を年2回開催します。
<Ⅳ>	社会教育の推進	1	(2)	①	職員の力量形成の向上のための研修、社会教育施策について共有し、充実させるための会議を実施します。

<IV>	社会教育の推進	1	(2)	②	近隣3市や県と連携し研修機会の充実を図るとともに、情報収集、情報提供に努めます。
<IV>	社会教育の推進	1	(2)	③	視聴覚ライブラリーの円滑な運営に努め、各種団体・機関等の学習活動を支援します。
<IV>	社会教育の推進	1	(3)	①	「第2次生涯学習基本構想」と「基本計画」の概要案を作成します。
<IV>	社会教育の推進	1	(3)	②	公民館の総合的な整備の方向性について関係部課等との協議を始めます。
<IV>	社会教育の推進	2	(1)	①	公民館で実施している家庭教育学級の充実を図るための研修会を実施します。
<IV>	社会教育の推進	2	(1)	②	家庭教育推進協議会を年3回開催します。
<IV>	社会教育の推進	2	(2)	①	保育ボランティア養成講座(全4回)を開催し、女性の地域社会・まちづくりへの積極的な関わりを推進します。
<IV>	社会教育の推進	2	(3)	①	市民公開講座 延出席者数 目標値 600名 きさらび出前講座 年間実施回数 目標値 30回 生涯学習バス稼働率 目標値 75%
<IV>	社会教育の推進	2	(3)	②	生涯学習フェスティバル2019を実施し、特に若手・中間層が中心に関わる事業展開を目指します。
<IV>	社会教育の推進	2	(4)	①	社会教育関係団体が円滑に事業を推進するとともに、一層充実した活動ができるよう連携します。
<IV>	社会教育の推進	2	(5)	①	市民の生涯学習の成果をそれぞれの社会生活や地域社会に活かすための相談業務の充実を図ります。
<IV>	社会教育の推進	3	(1)	①	年度当初に事業計画を策定し、図書館協議会において運営の状況や達成状況について点検評価を行います。

<IV>	社会教育の推進	3	(1)	②	資料については、具体的な購入割合を定め、年間約1万冊を購入します。閲覧用パソコンを活用し各種データベースの情報提供を行います。
<IV>	社会教育の推進	3	(1)	③	点字図書については、新たに25タイトルを追加するとともに、録音図書についても、新たに40タイトルの追加を行います。また、大活字本、マルチメディアデジタル図書の充実を図ります。
<IV>	社会教育の推進	3	(2)	①	市内の公民館等の図書室の資料整備を実施します。本年度については、2公民館を重点的に整備します。
<IV>	社会教育の推進	3	(2)	②	富来田公民館に月2回職員を派遣し図書館サービスの向上を図ります。また、市内の公民館等の図書室を週1回巡回し、図書室整理や配本サービスを実施します。
<IV>	社会教育の推進	3	(3)	①	調べ物学習への対応を行うとともに、図書主任会議へ出席し、図書館の有効利用について周知を図り学校との連携を進めます。
<IV>	社会教育の推進	3	(3)	②	小中学生を対象にしたブックリスト「夏休みにおすすめの本」を作成し、市内の全小中学生に配布するとともに、学校への団体貸出しを実施します。
<IV>	社会教育の推進	3	(4)	①	ホームページの定期的な更新を行い、アクセシビリティに配慮した情報発信を行います。広報や図書館便り等により広く図書館の魅力を発信します。
<IV>	社会教育の推進	3	(4)	②	お話し会、絵本講座、ボランティア講座、夏休み1日図書館員体験など専門職員の経験を生かし27事業を実施し利用の拡大に向けた取り組みを進めます。
<IV>	社会教育の推進	3	(4)	③	健康推進課と連携し、乳児健康診査（4ヶ月検診・年36回実施）において、すべての赤ちゃんと保護者対称にブックスタート事業を実施します。
<IV>	社会教育の推進	4	(1)	①	青年層から中間層をはじめ、あらゆる世代の求めに応じた学習機会の提供と社会参加を促進するための各種教室・講座を開催します。
<IV>	社会教育の推進	4	(1)	②	市民のニーズや実状に応じた各種学級・講座を実施して地域活動の参画へつなげていきます。
<IV>	社会教育の推進	4	(1)	③	生活課題・地域課題に向き合った学習機会を提供し、さらにその成果を地域社会に活かすことができる仕組みづくりに取り組みます。

<IV>	社会教育の推進	4	(2)	①	地域の小中学校や保育園等の各種関係機関と連携し、家庭教育学級を開催します。
<IV>	社会教育の推進	4	(2)	②	*家庭教育学級や子育て支援講座の開催回数 平成30年度実績 431回 →本年度目標値 440回
<IV>	社会教育の推進	4	(2)	③	地域で親子が孤立しないよう、フリースペースや読み聞かせ会など、気軽に集える場を提供します。
<IV>	社会教育の推進	4	(3)	①	*青少年教育事業の実施回数 平成30年度実績 347回 →本年度目標値 360回
<IV>	社会教育の推進	4	(3)	②	地区住民会議による「生き生き子ども地域活動促進事業」を支援します。
<IV>	社会教育の推進	4	(3)	③	地区住民会議など、地域の特徴を活かした取り組みを、地域や学校、各種関係機関と連携・協働して進めます。
<IV>	社会教育の推進	4	(4)	①	*高齢者教育に関する事業数 平成30年度実績 15事業 →本年度目標値 20事業
<IV>	社会教育の推進	4	(4)	②	元気な高齢者の人材発掘につとめ、地域づくりに貢献できる人材の育成に努めます。
<IV>	社会教育の推進	4	(5)	①	今期中に公民館運営審議会の諮問・答申を実施します。
<IV>	社会教育の推進	4	(5)	②	地域主体の文化祭実行委員会を組織し実施します。
<IV>	社会教育の推進	4	(5)	③	防災・認知症予防・コミュニティカフェなどの地域課題に取り組む事業数を15→20事業を目標に進めます。
<IV>	社会教育の推進	4	(5)	④	まちづくり協議会の設立をめざして市民活動支援課と連携し協力します。また、設立したまちづくり協議会については、継続運営できる組織づくりの協力を求めに応じて行います。

<IV>	社会教育の推進	4	(5)	⑤	青年から中年層のニーズを研究・検討し次世代につながる人材育成を行い地域社会の参加を図ります。
<IV>	社会教育の推進	5	(1)	①	老朽化した備品の計画的な更新、建物や設備の計画的な補修を行います。
<V>	スポーツ・レクリエーションの振興	1	(1)	①	小中学校における陸上大会や記録会等を江川陸上競技場で開催できるよう関係団体と連携します。
<V>	スポーツ・レクリエーションの振興	1	(2)	①	学校体育施設の有効活用を図るため、各学校における使用状況の調査を実施します。
<VI>	市民文化の充実	1	(1)	①	音楽鑑賞教室を6回開催します。また義務教育課程期間中に1回は音楽鑑賞教室を鑑賞できるよう、開催回数の増加を図ります。
<VI>	市民文化の充実	1	(1)	②	音楽コンサート3回の開催、茶華道など体験事業開催に向け、協議します。市民会館大ホール代替施設利用に係る補助金の交付決定数の増加を図ります。
<VI>	市民文化の充実	1	(1)	③	美術・工芸品等の収蔵作品を適正に保存・管理し、庁舎内に美術品を展示して公開に努めます。
<VI>	市民文化の充実	1	(2)	①	各種芸術文化団体への情報提供や助言、行事の後援のほか、団体が実施する事業に補助金を交付して活動を支援します。
<VI>	市民文化の充実	2	(1)	①	市指定文化財の件数を30件から32件へ増やすべく、指定に向けて必要な事務を進めます。
<VI>	市民文化の充実	2	(1)	②	中島区文化財保存会など3団体が実施する事業に、求めに応じた指導・助言や、補助金を交付して活動を支援します。
<VI>	市民文化の充実	2	(2)	①	埋蔵文化財の整理作業を進め、「野焼A遺跡・野焼B遺跡」等3冊の発掘調査報告書を刊行します。
<VI>	市民文化の充実	2	(2)	②	博物館のリニューアルに活用するとともに、潮見資料庫等で収納箱10,579箱の出土品を適正に管理します。

<VI>	市民文化の充実	2	(3)	①	公開講座や、一橋・中央大学との共同調査に係る研究発表会を開催します。「木更津市史研究」等の刊行、「民俗調査報告書」1の編さんを開始します。
<VI>	市民文化の充実	2	(3)	②	市史編集部会委員の増員を図り調査・研究を進め、市史編さん室の設置に向け公共施設の利活用を含め考えます。
<VI>	市民文化の充実	2	(4)	①	新たに教育普及事業として、小学校や公民館等を対象とした出前講座に取組みます。また、空調工事期間中も収蔵資料約3万点の保管管理を適切に行います。
<VI>	市民文化の充実	2	(5)	①	11月9日に研究者を招いて金鈴塚古墳に関するシンポジウムを実施し、昨年度の公開講座受講者数119名を超える参加者数をめざします。
<VI>	市民文化の充実	2	(6)	①	市史編さん事業による調査・研究成果を提供できるよう、金のすずと情報の共有を図ります。
<VI>	市民文化の充実	3	(1)	①	中規模ホール整備について、「木更津市中規模ホール整備基本構想」に基づき、基本計画の策定を管財課に協力して進めます。
<VI>	市民文化の充実	3	(1)	②	埋蔵文化財出土品の展示や資料庫の見学受け入れなどの活用と、一括管理を図るため、潮見資料庫の設備の充実または、他の公共施設の利活用を考えます。
<VI>	市民文化の充実	3	(1)	③	収蔵資料のより適切な管理を目指し、老朽化した空調設備の改修を行います。
<VII>	人権擁護の推進	1	(1)	①	人権意識を高めるための研修会を開催します。
<VII>	人権擁護の推進	1	(2)	①	人権意識を高めるための情報提供に努めます。